

## 答

合併振興基金は、合併に伴う優遇措置として、旧市町村の合併の特例に関する法律に基づき、平成31年度末までの新市建設計画の期間中に合併特例債を活用して積み立てることができるもので、基金の運用益や取り崩した資金を財源に新市住民の一体感の醸成のための事業や旧市町の地域振興のための事業を実施することができる。積立額には算定基準があり、本市の場合、35億568万円となることから、その財源として合併特例債33億3千30万円を積み立てる予定としている。積立額と合併特例債との差額1億7千538万円については、一般財源で対応しなければならぬことから、財政負担を平準化するため、平成29年度から約11億7千万円ずつ、平成31年度まで分割して積み立てることとしている。同基金の活用については、国の通知により、積み立てる財源として借り入れた合併特例債の償還が終わった額の範囲内で取り崩すことができることされており、新市建設計画に掲げたソフト事業に充てられることになる。



庁舎整備基金を財源に整備された市役所庁舎新館

ただ、新市建設計画期間終了後の取り扱いは、現時点で未定であり、今後、国などの動向を注視しながら、貴重な財源として優先度の高いものから有効に活用していきたいと考えている。

庁舎整備基金については、平成28年度3月補正予算で全額を取り崩して一般会計へ繰り入れ、合併特例債の償還の財源や今後の財政の健全な運営に活用したいと考えている。また、公共施設の老朽化の現状として、現時点で築30年以上となる建物の床面積は約55パーセントであり、将来的に更新に伴う費用が増加することは確実な状況にある。こうした長期的な支出に対応するためには、計画的な資金確保が必要であることから、基金の設置を含めた各種方策については、今後の検討課題としたい。

## 黒川 理恵子 議員

(議案質疑)

1 ごみ対策費について

## 対策費はじゅうぶんか？

## ごみの減量化

## 問

塵芥処理費のごみ対策費では、どのような事業が予定されており、ごみ減量化に向けた施策を今後、どのように展開しようとしているのか。また、ごみ減量化に向けた数値目標を設定する考えはないのか。更に、生ごみが4割近くを占めるごみ処理費に毎年約8億円の経費がかかっているが、ごみ対策費は、じゅうぶんと言えるのか。

## 答

ごみ対策費665万1千円の内訳としては、家庭から排出される生ごみの減量化と堆肥化を推進するため生ごみの処理機等設置費補助金が61万円、古紙・アルミ缶などの資源ごみを集団回収する市民団体に対する資源リサイクル活動奨励補助金が580万円、ダンボールを使用して生ごみ

を堆肥化するダンボールコンポスト普及事業が24万1千円となっている。

ダンボールコンポスト普及事業は、市民団体の協力を得て、平成26年度から希望者を対象に講習会形式により、各地域のイベントや各種団体への出前講座といった形で実施している。平成28年度は講習会を9回実施し、124名の参加があった。開始当初と比較すると回数も増加しており、参加者には、ごみ処理の現状や家庭から出るごみ減量化の必要性について理解していただいているものと考えている。

本市の排出ごみの現状を見ると、ごみの減量化には排出抑制が極めて有効であることから、その一端をなすダンボールコンポスト普及事業は、本格的な普及を目指し、継続して実施する必要があると考えている。家庭への普及率については、現在、周知に重きを置いた事業を展開していることから、特に目標数値は設定していないが、平成29年度は3年間の検証を行い、今後の事業の方向性や展開について検討を行いたい。



ダンボールコンポスト

リピーターを増やすための対策としては、基材の入手において、特に竹パウダーは販売が限られていることから、継続して使用いただけるかたのために、平成29年度は市の窓口で販売する予定である。ごみ対策費で実施する各種事業は、リデュース、リユース、リサイクルの3Rの一つであるリデュース「ごみの発生、排出の抑制」につながる重要な要素であると認識しており、今後も、市民に対して更なる周知徹底ができるよう、広報活動を進めていきたい。